

# 山口県鳥獣保護区等概要図 令和4年度(2022年度)

◎メスキジ、メスマドリ、ツキノワグマは、令和9年9月14日まで、捕獲できません。

## 山口県鳥獣保護区等概要図

1. この図面は、保護区、休猟区等の位置と区域を示したものであり、万一、区域不明に判断できないときは、標識を確認するとともに関係機関または関係自治体(事務所に)に問い合わせる必要があります。  
 2. 山口県の鳥獣保護区等は、国または自治体で決っており、国境にあたっては、国境の点があはれはたすべからず、

標識または事務所名	所在地	電話番号	標識番号
環境生活部自然保護課	山口市朝陽1-1-1	083-933-3050	703-8501
近尾森林水産事務所	近尾町三笠町1-1-1	0847-29-1567	700-0016
博南	博南町毛利町2-3-8	0834-33-6463	705-0004
山口	山口市神田町G-1-D	083-922-6700	703-0064
美祿	美祿町大前町敷3449-5	0837-52-1071	709-2212
下関森林事務所	下関市豊後町町屋1892	083-766-1182	700-0423
萩水産事務所	萩市江向町津田533-3	0838-22-3366	709-0041

3. 山口県の面積

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
1 陸地	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
2 水域	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300

(単位) 平方メートル(10000平方メートル以下は省略)

文化財保護法による天然記念物

A 鳥獣保護区  
鳥獣保護区 (鳥獣保護区)

B 休猟区  
休猟区

C 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

D 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

E 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

F 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

G 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

H 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

I 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

J 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

K 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

L 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

M 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

N 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

O 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

P 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

Q 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

R 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

S 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

T 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

U 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

V 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

W 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

X 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

Y 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

Z 特定猟具使用禁止区域 (前掲)  
特定猟具使用禁止区域 (前掲)

注: メッシュ番号は下記による  
 A---5030 B---5031 C---5032  
 D---5130 E---5131 F---5132  
 G---5231  
 (例) E-2327 → 5131-23-27

凡 例

色/線種	名称
赤色	鳥獣保護区
緑色	休猟区
青色	特定猟具使用禁止区域 (前掲)
黄色	特定猟具使用禁止区域 (前掲)
斜線	特定猟具使用禁止区域 (前掲)
点線	特定猟具使用禁止区域 (前掲)
破線	特定猟具使用禁止区域 (前掲)
実線	特定猟具使用禁止区域 (前掲)
...	...

1:200,000